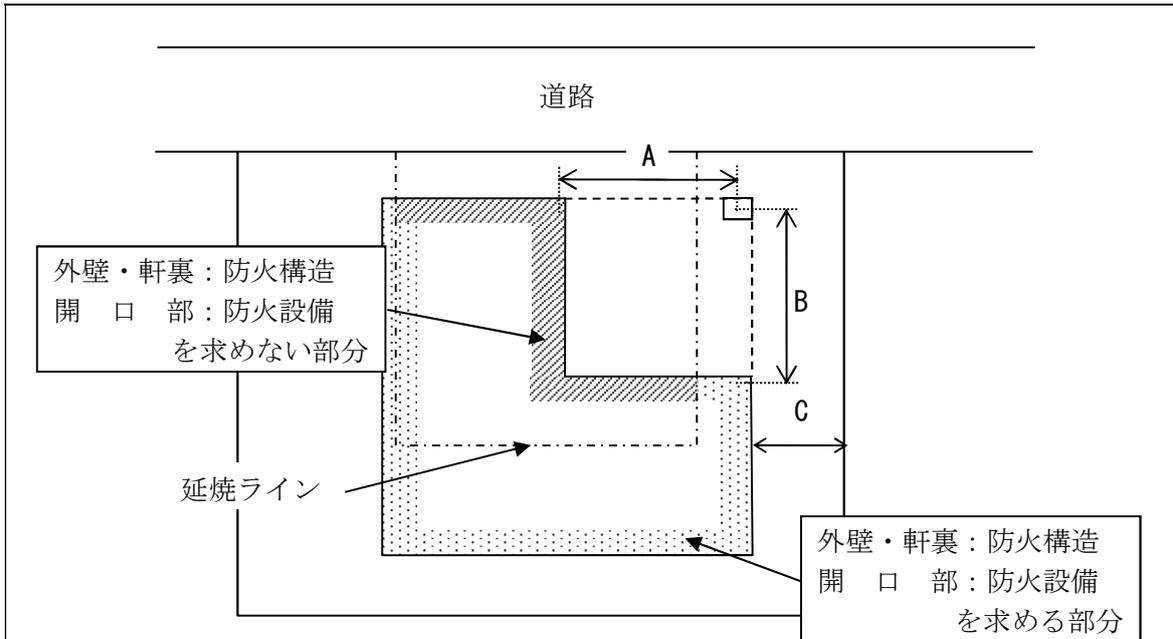


<p>集団規定</p>	<p>外壁の開口部の防火戸</p>
	<p>法第 61 条、令第 136 条の 2</p>

50m<sup>2</sup> 以下の附属車庫と防火設備



以下の条件を満たした場合、道路側及び側面の防火設備は不要とする。

- ① 車の台数は原則 1 台
- ② 二面（道路側と側面）を開放（隣地との離れ  $C \geq 500\text{mm}$  は求めない）
- ③ 側面に必要最低限の耐力壁は認めるが、2 分の B 以上開放

ただし、間口 A : 奥行き B = 2 : 1 の場合は上記条件によらず、道路側及び側面の防火設備を不要とする。

※ この基準は 50m<sup>2</sup>以下の付属車庫のみに適用（50m<sup>2</sup>を超えると東京都建築安全条例の対象となり、防火設備が必要となる）

<p>技術的助言等</p>	
<p>参考資料等</p>	